

別表（第3条、第6条関係）

措置要件	排除措置の期間
<p>暴力団等関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき、若しくは暴力団等関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が入札参加希望者等の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるときまで</p>
<p>暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内で定める期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときまで</p>
<p>自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等の威力若しくは暴力団等関係者を利用するなどしているとき。</p>	
<p>暴力団等又は暴力団等関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	
<p>暴力団等又は暴力団等関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	